

上尾市医師会 上尾看護専門学校

学 則

第 1 章 総 則

(教育目的)

第 1 条 本校は学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、生命の尊厳を基盤に人々の人権を尊重できる全人教育を目指し、社会の要請に応えうる幅広い能力を備えた看護専門職業人を育成する。

(名 称)

第 2 条 本校は上尾市医師会上尾看護専門学校と称す。

(位 置)

第 3 条 本校は 埼玉県上尾市原市拾八番耕地 3494 番の 4 に置く。

(課程、学科及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員
医療専門課程	看護学科 3年課程(全日制)	40名	120名

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は 3 年とする。

(在学年限)

第 6 条 本校に 6 年を超えて在学することはできない。

第 2 章 学年・学期・授業時間及び休業日

(学 年)

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

第 8 条 各学年の学期は次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日 まで

後 期 1 0 月 1 日から 翌年 3 月 3 1 日 まで

(授業時間)

第 9 条 本校の授業開始及び終了の時刻は次のとおりとする。

9時00分から16時30分

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 学校開校記念日 4月22日
 - (4) 埼玉県県民の日 11月14日
 - (5) 季節休業は1年をとおして10週の範囲で校長が定めた日
- 2 校長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは運営委員会にかけ、臨時に休業日を変更することができる。

第3章 教育課程・単位の認定

(教育課程)

第11条 本校の教育課程は別表1のとおりとする。

- 2 前項に定めるものの他、必要と認める科目及び授業時間数は運営委員会で検討し、手続きを経て変更することができる。
- 3 必要時、課外活動(クラブ活動、同好会)を設けることができる。

(単位の計算方法)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習をもって構成することを標準として、次のように定める。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 臨地実習については30時間から45時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第13条 各授業科目の所定時間数を出席し、その試験に合格した者に対し単位を認定する。

このことに関する規定は別に定める。

(既修得単位の認定)

第14条 養成所指定規則別表三(第四条関係)備考二に掲げるイからヌの学校等において、別表三及び別表三の二に規定された教科内容と同一内容の教科目を履修した場合は、本人の申請に基づき、本校の教育内容に相当すると認められた場合には、総単位数の2分の1を超えない範囲で本校の卒業単位に含めることができる。

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号第40条第2号の規定に該当する者で同号の規定により指定されている学校又は養成施設において履修した科目(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第四、若しくは社会福祉士介護福

社士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第四に定める「人間と社会」の項に掲げるものに限る）の教育内容が、本校の教育内容に相当すると認められた場合には申請することができる。

3 既修得単位の認定について、その他必要事項は別に定める。

第 4 章 入学・転入学

（入学時期）

第15条 本校の入学時期は4月始めとする。

（入学資格）

第16条 本校を受験することができる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

尚、同法施行規則第150条第7号にある個別の入学資格審査については、入試委員会がこれにあたる。又、入学資格審査については別に定める。

（受験の出願手続）

第17条 本校を受験しようとする者（以下、「入学志願者」と称する。）は次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、学校に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者又は卒業見込みの者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験合格証書又は合格証明書

3) 1) 又は 2) 以外の者で、学校教育法施行規則第150条に該当する者にあつては、それを証明する書類

4) 本校の入学資格審査により受験資格が認定された者は、認定を証明する書類

（入学者の選考）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入試委員会）

第19条 入学試験を実施するにあたって、校長は入試委員会を招集しなければならない。

2 入学試験に関する一切の決定は、入試委員会を経て校長が行う。

尚、入試委員会については別に定める。

（入学手続き及び入学許可）

第20条 合格者は指定する期日までに第30条に定める入学金その他の納入金及び保証人連署の誓約書等必要な書類を校長に提出しなければならない。

第21条 校長は前項の入学手続きを完了した者に対し入学を許可する。

（転入）

第22条 本校に転入学を希望する者に対し、学習の進度が同等であり、かつ、欠員がある

場合は、転入学を許可することができる。

- 2 前項の許可は、試験を経て行う。この場合本校学則第 15 条から第 21 条までの規定を準用する。

第 5 章 休学・退(転)学・卒業

(休 学)

第 23 条 学生は病気、その他止むを得ない理由により、引き続き 3 ヶ月以上就学できないときは、保証人連署の上休学願を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。この場合その理由が負傷又は病気によるときは医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学期間は在学期間に算入しない。
- 3 休学期間は 1 年以内とする。

(復 学)

第 24 条 休学中の学生であって、休学の理由が消滅したことにより又は休学期間が満了したことにより、復学しようとするときは保証人連署のうえ、復学願を校長に提出しなければならない。

(退学・転学)

第 25 条 病気、その他止むを得ない理由により退(転)学するときは保証人連署のうえ、退(転)学願を校長に提出しなければならない。

(卒 業)

第 26 条 校長は次の者に対し、卒業認定会議を経て卒業を認定する。尚、卒業認定会議については別に定める。

- 1) 別表 1 に定める全学科目について単位の認定を受けた者。
- 2) 出席すべき日数の 2 / 3 を超えた者。
- 2 校長は前項の規定により卒業の認定を受けた者に対し卒業証書を授与し、看護師国家試験の受験資格を与える。
- 3 校長は前項の規定により卒業の認定を受けた者に対し文部科学大臣告示（平成 6 年文部科学省告示第 84 号）により専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第 6 章 教職員の組織及び会議

(職 員)

第 27 条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 校 長 | 1 名 |
| (2) 副校長 | 2 名 |
| (3) 教務主任 | 1 名 |
| (4) 専任教員 | 8 名以上（実習調整者を含む） |
| (5) 事務長 | 1 名 |

- (6) 事務員 2名
- (7) カウンセラー 1名
- (8) 司書 1名
- (9) 学校医 1名
- (10) 講師 50名以上 但し(7)~(10)は非常勤

- 2 前項の職員の他、校長が必要と認めたときは、その他の教職員を置くことができる。
- 3 校務分掌については別に定める。

(会 議)

第 28 条 本校の運営に関する重要な事項を審議するため、次の会議を置く。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教職員会議
- (3) 教員会議
- (4) 実習指導者会議
- (5) 講師会議
- (6) 入試委員会
入試委員会規定による。
- (7) 既修得単位認定会議・卒業認定会議
既修得単位認定会議に関する規定による

- 2 会議の組織、運営については別に定める。

第 7 章 健 康 管 理

第 29 条 校長は学生に対し、年 1 回以上の健康診断を行う。

- 2 健康管理については別に定める。

第 8 章 授 業 料 等

(受験料・入学金・授業料及びその他の費用)

第 30 条 納入金は次のとおりとする。

区 分	受 験 料	入 学 金	授 業 料	実 習 費	施 設 設 備 費
金 額	20,000	250,000	年 額 480,000	年 額 240,000	年 額 180,000
納入時期	入学願書 提出時	入 学 手 続 時	前期 (前年度)3月末 後期 9月末	前期 (前年度)3月末 後期 9月末	前期 (前年度)3月末 後期 9月末

- 2 在学中の授業料等は出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納入しなければならない。
- 3 入学手続き後、入学を辞退した場合の入学金は返還しない。但し、入学前に入学を辞退した場合、納入済みの授業料等は振込手数料を差し引いて全額返還する。
- 4 納入は口座振込とする。
- 5 入学予定者の納入時期については別に定め入る。

(退学・入学時等の授業料)

- 第 31 条 休学中の授業料は免除する。但し、前期又は後期の途中において休学し、又は復学する場合は、休学又は復学の日の属する期分の授業料を納入しなければならない。
- 2 退学又は停学若しくは停学の解除の場合は、退学又は停学若しくは停学の解除の日の属する期分の授業料を納入しなければならない。

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第 32 条 校長は学業が優秀で他の学生の模範と認められる学生を卒業の際、表彰することができる。細則については別に定める。

(懲 戒)

- 第 33 条 校長は教育上必要と認めるとき、賞罰規定に基づき懲戒を行うことができる。
- 2 懲戒は退学・停学及び訓告とする。但し、退学は次の各号に該当する者に命ずるものとする。
 - (1) 学則に違反し学校の秩序を著しく乱した者。
 - (2) 正当の理由がなく授業料等を納入しない者。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 34 条 この学則に定める外、本校の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(保証人・氏名・住所・電話番号の変更)

第 35 条 保証人を変更しようとするときは保証人変更届を、また自己の氏名・住所・電話番号に変更があった者は、住所変更届等をすみやかに校長に提出しなければならない。

附 則 この学則は平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

なお、第 32 条に関しては平成 12 年度入学生より適用する。

附 則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 14 年 3 月 31 日現在在学中の学生については、旧学則を適応する。

附 則 この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 26 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の例による。